

ホッとだより

令和3年度
第1号

新型コロナウイルス 予防接種のお知らせ

65歳以上の方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）を対象としたワクチン接種が始まりました。

接種回数は2回です。接種の日程を忘れてしまった方など、心配なことがあればコールセンターまたはワクチン接種対策室へご相談ください。

また、今回接種できなかった場合は、7月以降の一般予約により接種を受けることができます。

【根室市コールセンター】
電話 0570-0000-226

【根室市ワクチン接種対策室】
電話 23-6171



配食サービスの ご案内

市では食事の調理が困難な概ね65歳以上の方を対象に定期的に訪問してお弁当をお届けする配食サービスを実施しています。

【対象】
概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯

【利用料】
一食につき240円

【利用回数】
月曜日から金曜日まで週5回の範囲内

（介護度等の状況に基づいて市が決定します）

【申込】
地域包括支援センター
電話 23-6111
（内線2181）

駆け付け型緊急通報 サービスのご案内

65歳以上の1人暮らしの方を対象に急病や事故等の緊急事態の時に迅速な救護活動ができるよう、緊急通報システムを無料で貸与しています。緊急事態の時は、警備会社の警備員が駆け付けるサービスを行っています。

【申込】
高齢者包括支援担当
電話 23-6111
（内線2174）

ひとりの歩き(徘徊)高齢者 早期発見ステッカーを 配布しています

認知症により、ひとり歩き(徘徊)をする心配のある高齢者が行方不明となっ

た場合に、早期発見・事故の未然防止のため、「早期発見反射ステッカー」を無料で配布しています。個別番号を付けたステッカーを靴等に貼っていただき、早期発見に繋げるものです。配布の際に、対象者の特徴や連絡先などをあらかじめ登録していただきます。また、緊急時には警察や消防等の関係機関と情報を共有します。

【申込】
地域包括支援センター
電話 23-6111
（内線2181）

高齢者用歩行補助杖 の貸出し

歩行が困難で補助杖が必要な65歳以上の方に対して高さ調整のできるアルミ製の補助杖を無料で貸し出しています。

【問合せ】
根室市社会福祉協議会
電話 24-0381

乳酸菌飲料の配布 による安否確認サ ービスのご案内

【対象】
70歳以上の1人暮らしの方

【利用料】
無料

【利用回数】
週3回の範囲内（お住まいの地域で異なります）

【申込】
高齢者包括支援担当
電話 23-6111
（内線2174）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ

介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免制度があります

介護保険料の減免

減免事由1

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

減免事由2

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の①及び②に該当する第一号被保険者

- ① 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること
- ② 世帯の主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象となる保険料

令和3年度分保険料
（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料）

減免額

減免事由1 全額
減免事由2 全額または10分の8

お手続きに必要なもの

- ① 印鑑
- ② 前年と今年の収入のわかるものの写し
- ③ 失業廃業の場合は、そのことがわかるものの写し

申請期限

令和4年3月31日

申請先

介護保険担当（窓口17番）
電話 23-6111（内線2184）

後期高齢者医療保険料の減免

減免事由1

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った被保険者

減免事由2

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の3つの条件すべてに該当する被保険者

- ① 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること
- ② 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象となる保険料

令和3年度分保険料
（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料）

減免額

減免事由1 全額
減免事由2 お問い合わせ下さい

お手続きに必要なもの

- ① 印鑑
- ② 前年と今年の収入のわかるものの写し
- ③ 失業廃業の場合は、そのことがわかるものの写し

申請期限

令和4年3月31日

申請先

高齢者包括支援担当（窓口16番）
電話 23-6111（内線2174）

※令和2年中に収入減少した方の申請受付は令和3年3月31日で終了しています。